

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	高齢の障害者に係る医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加古川市は、高齢の障害者に係る医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

加古川市長

公表日

令和3年9月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢の障害者に係る医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>1. 事務の概要 加古川市医療の助成に関する条例等に基づき、高齢の障がい者のうち、受給要件を満たす者に対し、保険診療にかかる医療費の自己負担額と一部負担金の差額を助成する。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 (1) 申請者から受理した申請書について、受給要件の審査及び受給資格の判定を行う。 (2) 受給資格の判定において、本人、配偶者、扶養義務者の課税状況を調査する。 (3) 審査及び判定の結果をシステムに入力する。 (4) 認定の場合は認定通知書または受給者証を交付し、非該当の場合は非該当通知書を交付する。 (5) 年に1回年度更新を行い、今後も引き続き受給要件に該当するか審査する。</p>
③システムの名称	1. 医療助成システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 宛名管理システム 4. 統合宛名システム 5. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
高齢の障害者に係る医療助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。）又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。）により個人番号の利用を行うことができるとされているもの</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第1 3の項 ②番号利用条例施行規則 ・第3条、第33条</p> <p style="text-align: center;">※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </p>
②法令上の根拠	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（以下「委員会規則」という。）、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 番号法 【情報照会の根拠】（委員会規則によるもの） ・第19条第9号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ・第3条 第1項 別表第1 3の項 ③番号利用条例施行規則 ・第3条</p> <p style="text-align: center;">※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	医療助成年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 総務部 総務課 079-427-9132(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 健康医療部 医療助成年金課 医療助成係 079-427-9190(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月24日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	番号法第19条第8号の規定により定めることとされている個人情報保護委員会規則	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	事後	-
平成29年5月24日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	神戸 生也	鹿間 隆泰	事後	-
平成29年5月24日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-連絡先-電話番号	079-427-9137(直通)	079-427-9135(直通)	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-2. 特定個人情報ファイル名	母子家庭及び父子家庭に係る医療助成情報ファイル	高齢の障害者に係る医療助成情報ファイル	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の問題	②番号利用条例 ・第3条 第1項 別表第1 3の項	②番号利用条例 ・第3条 第1項 別表第1 5の項	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	医療助成年金課長 鹿間 隆泰	(削除)	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長の役職名	(新規)	課長	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	079-427-9135(直通)	079-427-9132(直通)	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	IVリスク対策-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用-目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用-権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	接続しない	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IVリスク対策-8. 監査-実施の有無	(新規)	自己点検、内部監査	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	IVリスク対策-9. 従業者に対する教育・啓発-従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	-
令和2年6月18日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	①番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第1 5の項 ②番号利用条例施行規則 ・第5条、第35条	①番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第1 3の項 ②番号利用条例施行規則 ・第3条、第33条	事後	-
令和2年6月18日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の問題	②番号利用条例 ・第3条 第1項 別表第1 5の項 ③番号利用条例施行規則 ・第5条	②番号利用条例 ・第3条 第1項 別表第1 3の項 ③番号利用条例施行規則 ・第3条	事後	-
令和2年9月30日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数-いつ時点の計数か	平成28年9月30日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	-
令和2年9月30日	IIしきい値判断項目-2. 取扱者数-いつ時点の計数か	平成28年9月30日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	-
令和3年9月14日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要-1. 事務の概要	加古川市高齢障害者医療費助成要綱等に基づき、高齢の障がい者のうち、受給要件を満たす者に対し、保険診療にかかる医療費の自己負担額と一部負担金の差額を助成する。	加古川市医療の助成に関する条例等に基づき、高齢の障がい者のうち、受給要件を満たす者に対し、保険診療にかかる医療費の自己負担額と一部負担金の差額を助成する。	事後	-
令和3年9月14日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先-請求先部署	加古川市役所 総務部 総務課 情報公開担当	加古川市役所 総務部 総務課	事後	-
令和3年9月14日	I 関連情報-8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ-連絡先-連絡先部署	加古川市 市民部 医療助成年金課 医療助成係	加古川市 健康医療部 医療助成年金課 医療助成係	事後	-
令和3年9月14日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(省略)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	(省略)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	事後	令和3年9月1日施行の法改正によるもの